



障がい、者福祉のしおり

那珂市福祉事務所

目 次

	ページ
1 相談窓口	3～4
2 手当・医療・年金	5～8
特別児童扶養手当	5
特別障害者手当	5
障害児福祉手当	6
在宅心身障害者（児）福祉手当	6
難病患者福祉手当	6
医療福祉費支給制度（マル福）	7
心身障害者扶養共済制度	7
障害基礎年金	8
3 障害者総合支援法	9～17
概要	9～12
障害福祉サービスの利用	13
補装具の支給	14
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援	14
地域生活支援事業	15～17
4 自立支援医療	18～19
自立支援医療（更生医療）の給付	18
自立支援医療（育成医療）の給付	19
自立支援医療（精神通院医療）の給付	19
5 減免・助成・その他	20～30
税金の減免・控除	20
NHK受信料の減免	21
特定保育施設の利用者負担額（保育料）・副食費の減免	21
公立学童保育所保育料の減免	21
「ひまわりタクシー」の割引	22
タクシー利用の助成	22
ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	23
身障者等用駐車場利用証の交付	23

駐車禁止除外指定車標章の交付	23
運賃・交通料金の割引	24～25
避難行動要支援者支援制度	26
NET119 緊急通報システム	26
FAX119 緊急通報システム	26
災害時に備えたストマ装具の保管	27
NTT無料番号案内	27
県立施設等の入場料等の減免	27
成年後見制度	27
障害者虐待防止	28
障害者差別解消	28
地域生活支援拠点	28
日常生活自立支援事業	29

※各種申請や手続きをする際には、窓口に来られる人の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。

1 相談窓口

○福祉全般に関する相談

名称	電話	ファックス
那珂市福祉事務所（市保健福祉部社会福祉課）	029-298-1111	029-295-4244
那珂市社会福祉協議会 菅谷事務所	029-298-8881	029-298-8890
那珂市民生委員・児童委員		
那珂市身体障害者相談員 029-298-8881（事務局：那珂市社会福祉協議会菅谷事務所）		
那珂市知的障害者相談員 029-298-8881（事務局：那珂市社会福祉協議会菅谷事務所）		
障害者なんでも相談室（茨城県総合福祉会館内）	029-244-9588	029-244-9588

○障害者更生相談

身体障害者更生相談・知的障害者更生相談 TEL 029-221-0800

○児童相談・障がい児等療育相談

茨城県中央児童相談所 TEL 029-221-4150

茨城県立あすなろの郷 TEL 029-259-3121

○発達障害相談

那珂市こども発達相談センター「すまいる」 TEL 029-353-2055

茨城県発達障害者支援センター「あい」 TEL 029-219-1222

○就学・教育相談

那珂市教育委員会（教育部学校教育課） TEL 029-298-1111

那珂市教育支援センター TEL 029-229-3322・3303

茨城県教育研修センター TEL 0296-78-2777

○視覚障害者生活相談

茨城県立視覚障害者福祉センター TEL 029-221-0098

○聴覚障害者福祉相談

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」 TEL 029-248-0029 FAX 029-247-1369

○精神保健福祉相談

茨城県精神保健福祉センター

TEL 029-243-2870

○高次脳機能障害相談

茨城県高次脳機能障害支援センター

TEL 029-887-2605

FAX 029-887-2655

茨城県高次脳機能障害相談窓口

TEL 0295-53-9910

志村大宮病院

(常陸太田・ひたちなか障害福祉圏)

TEL 029-354-5111

ひたちなか総合病院

○依存症相談（アルコール）

茨城県精神保健福祉センター

TEL 029-243-2870

(アルコール依存症相談拠点機関)

○職業相談

公共職業安定所（ハローワーク水戸）

TEL 029-231-6221

茨城障害者就業センター

TEL 0296-77-7373

FAX 0296-77-4752

障がい者就業・生活支援センター KUINA

TEL 029-202-0777

(常陸太田・ひたちなか障害福祉圏域)

○年金・健康保険の相談

年金 日本年金機構水戸北年金事務所

TEL 029-231-2283

国民健康保険 市保健福祉部保険課

TEL 029-298-1111

社会保障 各勤務先・事業所等

○結婚相談

身体障害者結婚相談所

TEL 029-243-7010

(茨城県身体障害者福祉協議会内)

○障害者虐待相談

那珂市障害者虐待防止センター（ひだまり内）

TEL 029-229-0952

FAX 029-298-8890

茨城県障害者権利擁護センター

TEL 029-353-8663

○障害者差別相談

那珂市障がい者差別解消相談室（ひだまり内）

TEL 029-229-1195

FAX 029-298-8890

茨城県障害者差別相談室

TEL 029-246-6049

FAX 029-246-6048

2 手当・医療・年金

特別児童扶養手当	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
----------	----------	------------------

○対象者 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を家庭において監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している人

- ①身体障害者手帳1級から3級程度の障がいのある児童（内科的疾患を含む。）
- ②療育手帳の総合判定がⅢ、A、B程度、または同程度の精神障がいのある児童

※身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていなくても受給できます。

※世帯員の所得金額が所得制限限度額以上の場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止となります

手当額（認定請求の翌月分から）児童1人につき 月額56,800円（1級）
 ※支給月 4月・8月・11月 月額37,830円（2級）

次の場合は受給資格がありません

- 1 児童及び父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 2 児童が障がいによる公的年金を受給できるとき
- 3 児童が児童福祉施設（保育所・通園施設・肢体不自由児施設への短期母子入所・親子入所を除く。）に入所しているとき

申請に必要なもの

- 認定請求書 ●請求者本人名義の通帳 ●請求者と対象児童の戸籍謄本
- 個人番号が確認できるもの ●身体障害者手帳又は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
- 診断書(指定の様式)※省略可能な場合あり ●世帯全員の住民票※省略可能な場合あり

特別障害者手当	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
---------	----------	------------------

○対象者 在宅で著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

※世帯員の所得金額が所得制限限度額以上の場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止となります。

手当額（認定請求の翌月分から） 月額29,590円
 ※支給月 2月・5月・8月・11月の10日（土日、祝日等除く）

申請に必要なもの

- 認定請求書 ●所得状況届 ●診断書(指定の様式) ●戸籍謄本(本人のもの)
- 本人名義の通帳 ●年金証書の写し(年金を受給しているかたのみ)
- 個人番号が確認できるもの ●身体障害者手帳および療育手帳の写し

障害児福祉手当	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
---------	----------	------------------

○対 象 者 在宅で重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の人

※世帯員の所得金額が所得制限限度額以上の場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止となります。

手当額（認定請求の翌月分から） 月額16,100円
※支給月 2月・5月・8月・11月の10日（土日、祝日等除く）

申請に必要なもの

- 認定請求書 ●所得状況届 ●診断書(指定の様式) ●戸籍謄本(本人のもの)
- 本人名義の通帳 ●年金証書の写し(年金を受給しているかたのみ)
- 個人番号が確認できるもの ●身体障害者手帳および療育手帳の写し

在宅心身障害者（児）福祉手当	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
----------------	----------	------------------

○対 象 者 在宅で特別児童扶養手当の受給対象となる程度の障がい児（20歳未満）を養育している保護者、または常時介護を必要とする人（20歳以上）を介護している人

※世帯員の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止となります。

手当額（認定請求の翌月分から） 月額3,000円
※支給月 4月・8月・12月

申請に必要なもの

- 認定申請書 ●状況書 ●保護者または請求者名義の通帳
- 個人番号が確認できるもの

難病患者福祉手当	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
----------	----------	------------------

○対 象 者 茨城県が発行する指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている人

支給額 年額15,000円

申請に必要なもの

- 支給申請書 ●指定難病特定医療費受給者証の写し ●小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の写し ●請求者または保護者名義の通帳

医療福祉費支給制度（マル福）	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
----------------	----------	------------------

- 対象者
- ・身体障害者手帳1級または2級の人
 - ・身体障害者手帳3級または4級、かつ、知能指数50以下の人
 - ・身体障害者手帳3級の、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がいの人
 - ・身体障害者手帳3級または4級、かつ、精神障害者保健福祉手帳2級の人
 - ・障害年金1級の人
 - ・療育手帳の㊤・Aの人
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の人
 - ・精神障害者保健福祉手帳2級、かつ、知能指数50以下の人
 - ・特別児童扶養手当1級の対象児
- ※65歳以上の方は、後期高齢者医療への加入が必要です。
- 内容 病気やけがの治療を受けた場合の各健康保険による保険給付に伴う患者負担分の助成
 ※保険適用分の医療費が無料になります。
 高額療養費が該当する医療費については、高額療養費分を除いた額を助成します。
 保険適用外（文書代、入院時の部屋代）の金額及び食事代等は自己負担となります。
- 利用方法 健康保険証、医療福祉費受給者証を医療機関の窓口に提示して、受診してください。ただし、県外の医療機関を利用した場合やコルセット等を作成した場合等は、医療費を一旦支払い、後日受給者証と領収書等により社会福祉課へ申請してください。医療費を給付します。
- ※世帯員の所得金額が基準額を超える場合は、助成を受けることはできません。

心身障害者扶養共済制度	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
-------------	----------	------------------

- 対象者 65歳未満で次の障がいのある人を扶養している保護者
- ①知的障がい
 - ②身体障害者手帳1級から3級
 - ③精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が①または②と同程度と認められる場合
- 内容 保護者が万一（死亡・重度障がい）の場合に、その保護者が扶養していた①②③の人への終身年金の支給
- 掛金の額 1口あたり月額9,300円～23,300円（加入時の年齢により異なります。2口まで加入できます）
 ※加入期間20年以上で、加入者が65歳になった場合は全額免除になります。また、世帯の所得状況により減免になります。
- 年金の額 月額20,000円（1口）

○対 象 者 国民年金に加入している期間中に初診日がある病気やけがによって障がい者となり、かつ次の要件のすべてを満たす人。または、20歳前に障がい者になった人。

① 障がいの原因となった病気やけがについて、医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)において、

(i)国民年金に加入しているとき

(ii)国民年金に加入していた人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき(老齢基礎年金の繰上げ請求をした人を除く。)

② 初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内で障がいの状態が固定した日の障がいの程度が、国民年金法に規定する障がい等級の1級または2級に該当するとき(身体障害者手帳の等級とは別のものです)

③ 初診日の属する月の前々月までに、保険料納付済期間と免除期間の合計が加入期間の3分の2以上であるとき

※初診日が令和8年3月末日までであるときは、次の全ての条件に該当すれば、納付要件を満たすものとします。

① 初診日において65歳未満であること

② 初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

○年金の額

等級	昭和31年4月1日以前生まれの人	昭和31年4月2日以後生まれの人
1級(年額)	1,036,625円	1,039,625円
2級(年額)	829,300円	831,700円

○申 込 先 初診日に国民年金に加入していた人は市保険課へ、初診日に厚生年金に加入していた人は最寄りの日本年金機構年金事務所へ、それぞれご申請ください。

事務所名称	郵便番号	住所	電話番号
水戸北年金事務所	310-0062	水戸市大町2-3-32	029-231-2283

☆電話相談

事務所名称	電話番号
水戸年金相談センター	029-231-6541
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 03-6700-1165

3 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）及び児童福祉法により、福祉サービス等を実施しています。

障害者総合支援法の対象者

身体障がい者 ※1

知的障がい者

精神障がい者 ※2

障がい児

※1 肝臓機能障がい、難病等により一定の障がいのある人についても対象となります。

※2 発達障がいも対象となります。

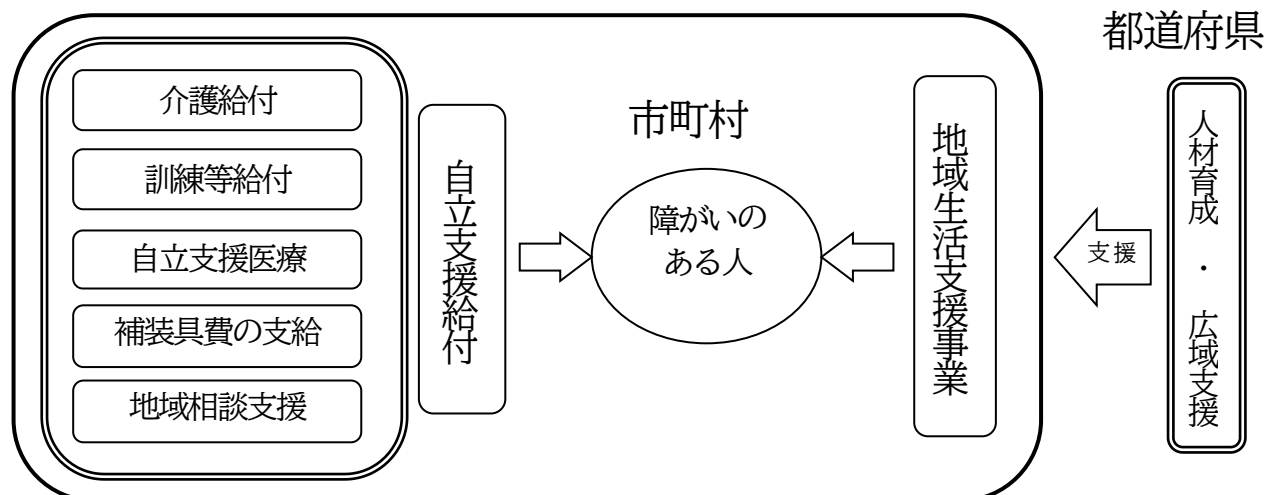
ポイント

- ① 障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病)にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化しています。
- ② 障がいのある人に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- ③ サービスの利用量と所得に応じた負担がありますが、所得が低い人については、利用者負担は無料です。
- ④ 就労支援を強化し、障がいのある人の自立をめざしています。
- ⑤ 支給決定の仕組みが透明化、明確化されています。
- ⑥ 相談支援体制を強化し、地域での生活を支援します。
- ⑦ 障がい児支援事業所において、児童ひとりひとりに適した専門的な支援をします。

障害者総合支援法によるサービス

「自立支援給付」を中心に、障がいの種類をこえた共通のサービスを提供し、障がい者の地域での自立と安心を総合的にサポートします。

サービスは、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者のかたがたの状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



サービスの負担

① 所得に応じた負担

所得（負担能力）により、利用料の負担があります。ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額負担上限」が設定されています。

② 「在宅サービス利用者」と「施設利用者」のバランス

施設利用時にともなう「光熱水費」や「食費」、自立支援医療における入院時の食費（標準負担額）は、実費負担となります。ただし、施設入所者には、負担が軽減される制度もあります。

障がい福祉サービスの内容

在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。施設サービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしへ転換するため、「日中活動」と「居住支援」に分けられます。

障害児通所給付

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 同行援護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立生活援助
- 就労定着支援
- 共同生活援助（グループホーム）
- 就労継続支援
- 就労移行支援
- 自立訓練

<障害福祉サービスの概要>

相談支援	計画相談支援	障がい者、障がい児が各種サービスを利用する際のサービス等利用計画案作成等を支援します。 <u>サービスを利用するために必須となります。</u>
	障害児相談支援	

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動中の介助をします。
	同行援護	視覚障がい者が外出する際に支援をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

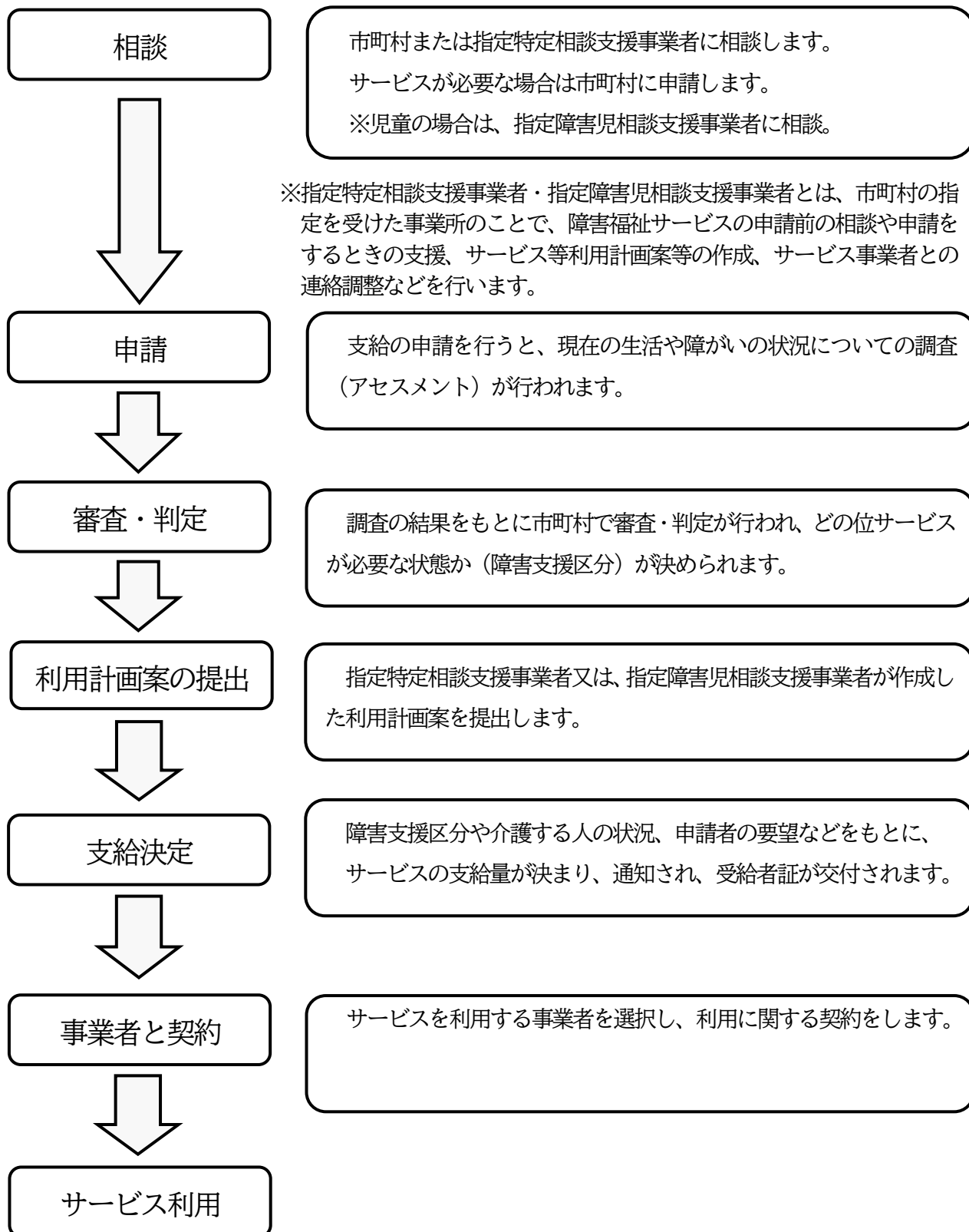
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人に、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

地域相談支援	地域移行支援	障がい者施設等に入所している人に、地域生活の準備や福祉サービスの見学、入居支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身生活している障がいのある人に、常時連絡体制の確保や緊急時の相談、訪問等の支援を行います。

障害児通所給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援が受けられます。（未就学児）
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療が受けられます。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援が受けられます。（就学児）
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援が受けられます。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。

補装具費の支給	※14ページ参照
地域生活支援事業	※15～17ページ参照
自立支援医療	※18～19ページ参照

申請はお住まいのある市町村に行います。障がい支援施設などに入所している人は入所前に住んでいた市町村に申請します。



補装具の支給

問合せ・申込先…

社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 身体障害者手帳の交付を受けている人、または障害者総合支援法で定義された難病患者の人で、補装具を必要とする人

○内 容 ※購入前に申請が必要です。

- ① 視覚障がい・・・視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
- ② 聴覚、言語機能障がい・・・補聴器
- ③ 肢体不自由・・・義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、起立保持具
- ④ その他・・・排便補助具、頭部保持具、重度障がい者用意思伝達装置

※難病患者については病状等が異なるため、医師の意見書により必要と認められた場合、支給対象となります。

※児童のみが対象となっている品目がありますのでご確認ください。

※原則として、補装具1種目につき1個の交付となります。

※成長に伴って短期間で交換が必要となる場合や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、購入より貸与が適切と考えられる場合は、貸与が可能となります。(歩行器、座位保持椅子 等)

○費用負担 費用の1割を自己負担。ただし、所得状況により負担の軽減があります。

【補装具・日常生活用具の自己負担額上限】

世帯の範囲		生活保護世帯	市民税非課税	市民税課税世帯	
				所得割 46 万円以下	所得割 46 万円超
者 (18 歳以上)	本人及び配偶者	0 円	0 円	37,200 円	全額自己負担
児 (18 歳未満)	住民基本台帳上の世帯				

軽度・中等度難聴児補聴器購入支援

問合せ・申込先…

社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 以下のいずれにも該当する人（所得制限有り）

- ①市内に住所を有する18歳未満の人
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳発行の対象にならない人
- ③補聴器を装用することで、言語の習得などにおいて一定の効果が期待できると医師の判断を受けた人

○助成額 最大で、市が定める基準額の3分の2を助成

地域生活支援事業	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
----------	----------	------------------

1 移動支援

- 対象者 「障害者総合支援法」と同様のため、P.9 上部の「障害者総合支援法の対象者」をご参照ください。
- 内容 単独での社会参加が難しい人に外出先及び屋外移動のための支援をします。
※視覚障がい者は、自立支援給付の同行援護の利用が優先されます。
- 費用負担 有料（ただし、所得に応じて減免されます。）
- 利用方法 市社会福祉課障がい者支援グループへお申し込みください。

2 日中一時支援

- 対象者 「障害者総合支援法」と同様のため、P.9 上部の「障害者総合支援法の対象者」をご参照ください。
- 内容 障がい者の家族の就労や一時的な休息の時間を確保するため、障がい者が日中一時的に活動する場所を提供します。
- 費用負担 有料（ただし、所得に応じて減免されます。）
- 利用方法 市社会福祉課障がい者支援グループへお申し込みください。

3 地域活動支援センター

★那珂市地域活動支援センター「ひだまり」

- 対象者 18歳以上の障害者手帳の交付を受けている人、または医師の診断による人
- 内容 障がい者の自立や社会生活への参加を促すため、生活訓練、機能訓練、創作活動などのサービスを提供します。
- 費用負担 有料（ただし、所得に応じて減免されます。）
- 利用方法 市社会福祉課障がい者支援グループ、または地域活動支援センターへお申し込みください。

☆広域利用の地域活動支援センター（主に精神障がいのある人）

- ①KUINA 〒312-0004 ひたちなか市長砂 1561-4 Tel080-1277-2221
- ②ふわり 〒311-1231 ひたちなか市柳沢 2831 Tel029-264-1500

※直接各センターへお問い合わせください。

4 日常生活用具の給付

○対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人及び障害者総合支援法で定義された難病患者の人で、用具の種目ごとに定める要件に該当する重度障がい者の人

※難病患者、または療育手帳等で住宅改修を希望される人は、医師意見書により必要と認められた場合、支給対象となります。

○内容 日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
購入前に申請が必要です。 ※修理は対象外です。

○品目

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架 体位変換器、移動用リフト、訓練いす
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、一本つえ 移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器 自動消火器、電磁調理器、盲人用はかり 歩行時間延長信号機用小型送信機 聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、吸入器、電動式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計 盲人用血圧計 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報通信支援用具 点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用物品識別装置 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計 聴覚障がい者用通信装置 聴覚障がい者用情報受信装置 人工喉頭、人工内耳用電池、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	手すり、段差解消、滑り防止、扉・便器の取替え 等

○費用負担 用具ごとの基準額の1割を自己負担。ただし、所得状況により負担の軽減があります。
詳しくは14ページ【補装具・日常生活用具の自己負担額上限】をご覧ください。

5 手話通訳者・要約筆記者派遣

- 対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている聴覚、音声機能、言語機能の障がいのある人
- 内 容 社会生活におけるコミュニケーションを円滑にし、社会参加を促すために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。(茨城県内)
- 費用負担 無料
- 利用方法 年度ごとに市役所へ申請し、利用決定を受けてください。
利用するときは、利用希望日の10日前までに、市社会福祉課障がい者支援グループ、または県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」(Tel029-248-0029 Fax029-247-1369)へお申し込みください。

6 訪問入浴サービス

- 対 象 者 在宅の身体障がい者(児)(身体障害者手帳1級または2級)で、医師が認めた人(介護保険の要介護、要支援認定を受けた人を除く)
- 内 容 障がい者の健康の保持と介護者の負担軽減のため入浴車を派遣します。
- 費用負担 有料(ただし、所得に応じて減免されます。)

7 相談支援

- 対 象 者 障がい者、障がい児及びその保護者、家族、関係者等
- 内 容 障がい者本人や保護者、介護を行う人などを対象に障がいに関わるさまざまな相談に応じ、情報提供や助言を行ないます。
- 費用負担 無料
- 利用方法 那珂市社協指定相談支援事業所(社会福祉協議会内)へ直接ご相談ください。

8 自動車運転免許取得費の補助

- 対 象 者 身体障害者手帳1級から4級で、就労等の社会参加のために自動車運転免許を取得しようとする人
- 内 容 自動車運転免許の取得に直接要した費用(指定自動車教習所に支払った授業料など)の2/3以内の額(ただし、10万円を限度とします)を補助します。

9 自動車改造費の補助

- 対 象 者 身体障害者手帳1級または2級の上肢、下肢または体幹機能障がい者で、就労等の社会参加のために自分で自動車を運転しようとする人
※ 特別障害者手当等の所得が制限限度額を超えない人に限ります。
- 内 容 手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席への改造に直接要した費用(ただし10万円を限度)を補助します。

4 自立支援医療

自立支援医療には、更生医療、育成医療、精神通院医療の制度があり、それぞれに対象となる疾病が定められています。

所得等に応じた負担上限額（1か月あたりの支払の限度額を設定し負担を軽減。ただし、一定の所得を超える人は対象外）を設定しますので、ご利用にあたっては、事前に申請して認定を受ける必要があります。

認定された人には、「自立支援医療受給者証」が交付されます。指定医療機関等で提示のうえ、受診してください。

【自立支援医療の自己負担上限】

世帯の状況	生活保護世帯	非課税世帯		課税世帯		
		本人収入		市町村民税額（所得割）		
		80万円以下	80万円超	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上
所得区分	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	一定所得以上
負担上限額	0円	2,500円	5,000円	「重度かつ継続」(※)に非該当		
				医療保険の自己負担限度額		公費負担対象外
				「重度かつ継続」(※)に該当		
				5,000円	10,000円	20,000円

※「重度かつ継続」は、高額な治療を長期にわたり継続が必要な場合に該当

自立支援医療（更生医療）の給付	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
-----------------	----------	------------------

医療を行うことによって障がいが改善または機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費の一部が給付されます。（原則として1割を自己負担。ただし、所得に応じて負担軽減があります）

○対象者 身体障害者手帳（治療を受けようとする内容と因果関係のあるものに限る）の交付を受けている人（18歳以上）

○対象となる医療内容（抜粋）

- ・ペースメーカー等植込術
- ・冠動脈バイパス術
- ・人工弁置換術
- ・角膜白斑角膜移植術
- ・人工関節置換術
- ・腎移植術
- ・人工血液透析 等

申請に必要なもの

- 申請書
- 医師の意見書(指定の様式)
- 身体障害者手帳
- 健康保険証の写し
- 個人番号が確認できるもの

※ 治療開始前に申請が必要になります。

自立支援医療（育成医療）の給付

問合せ・申込先…

社会福祉課 障がい者支援グループ

18歳未満の身体に障がいのある人において、その障がいの除去、軽減の見込みのある場合、その医療費の一部が給付されます。（原則として1割を自己負担。ただし、所得に応じて負担軽減があります）

○対象者 身体障害者福祉法に定める程度の身体上の障がいを有する18歳未満の児童、又は現在の疾患の治療を行わない場合にこれと同じ程度の障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、確実な治療の効果が期待できる人。

※更生医療とは異なり、身体障害者手帳の交付を受けていない人も対象となります。

○対象となる医療内容（抜粋）

- ・白内障 ・先天性耳奇形 ・口蓋裂 ・先天性股関節脱臼
- ・ペースメーカー植込術 ・人工透析療法 ・肝臓移植術 等

申請に必要なもの

- 申請書 ●医師の意見書(指定の様式) ●健康保険証の写し
- 個人番号が確認できるもの
- ※ 治療開始前に申請が必要になります。

自立支援医療（精神通院医療）の給付

問合せ・申込先…

社会福祉課 障がい者支援グループ

精神的疾患（てんかんを含む）の継続的な通院治療が必要と認められる場合、その医療費の一部が給付されます。（原則として1割を自己負担。ただし、所得に応じて負担軽減があります）

※有効期間は1年です。有効期限の3か月前から再認定の手続きができます。

申請に必要なもの

- 申請書 ●診断書（指定の様式）※2年目の更新の際は、不要です。
- 健康保険証の写し ●個人番号が確認できるもの

5 減免・助成・その他

税金の減免・控除	問合せ・申込先…	税務課市民税グループ・資産税グループ または各窓口
----------	----------	------------------------------

税の種類	減免・控除の内容	問合せ窓口
国 税	〔控 除〕 障害者控除、同居特別障害者扶養控除 医療費控除（紙おむつやストマなどの購入費用は、原則的に医療費控除対象外です） 〔非課税〕 心身障害者扶養共済からの給付 〔控 除〕 バリアフリー工事をした場合の住宅特定改修特別税額控除	税務署
	〔控 除〕 障害者控除 〔非課税〕 特別障害者に対する贈与税	税務署
地 方 税	〔控 除〕 障害者控除、同居特別障害者扶養控除、心身障害者扶養共済の掛金、医療費控除	市町村
	〔減免 1/3〕 バリアフリー改修工事をした場合の固定資産税軽減	市町村
	〔非課税〕 重度の視力障がい者の医業に類する事業に係る事業税 〔減免 1/2〕 身体障がい者が営む事業	県税事務所
	〔減 免〕 ①障がい者本人又は生計を一にする人が自動車を所有もしくは運転する場合 ②障がい者のみの世帯又は70歳以上の人（もしくは未成年者）と障がい者のみで構成する世帯で、障がい者を常時介護する人が運転する場合 ※いずれの場合も手帳の等級により制限があります	常陸太田 県税事務所 ※軽自動車税は市町村

※上記の項目について、ご不明な点につきましては、直接、那珂市役所税務課までお問い合わせください。

☆各窓口問合せ先

事務所名称	電話番号
太田税務署	0294-72-2171
常陸太田県税事務所	0294-80-3314
那珂市役所税務課（市民税G・資産税G）	029-298-1111

NHK受信料の減免	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
-----------	----------	------------------

○減免の対象者

- ①全額免除 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、知的障がい者と判定された人がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合
 - ②半額免除
 - ・NHKとの契約者が世帯主で、視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けている場合
 - ・NHKとの契約者が世帯主で、重度の障がい者の場合
- ※「重度の障がい者」とは、身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳④・Aまたは同程度と判定された人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

特定保育施設の利用者負担額（保育料）・副食費の減免	問合せ・申込先…	こども課 保育グループ
---------------------------	----------	-------------

○利用者負担額（保育料）減額の対象者（0・1・2歳児クラス）

利用者負担額（保育料）基準額の階層区分の第1階層～第7階層に該当する世帯で次のいずれかに該当する場合

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている人と同一世帯
- ・特別児童扶養手当・障害基礎年金を受給している世帯

○副食費免除の対象者（3・4・5歳児クラス）

利用者負担額（保育料）基準額の階層区分の第1階層～第5-1階層に該当する世帯で次のいずれかに該当する場合

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている人と同一世帯
- ・特別児童扶養手当・障害基礎年金を受給している世帯

公立学童保育所保育料の減免	問合せ・申込先…	こども課 子育て支援グループ
---------------	----------	----------------

○減免の対象者

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている人と同一世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、または国民年金の障害基礎年金等受給者と同一世帯

上記の人で前年度分の市町村民税額の課税状況により保育料の全額免除・1/2 減額・免除非該当となります。

「ひまわりタクシー」の割引	問合せ・申込先…	都市計画課 都市計画グループ
---------------	----------	----------------

- 対 象 者 身体障害者手帳１級～５級、療育手帳㉠・Ａ・Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１級・２級、要介護１～５、指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている人
- 内 容 電話予約により、他の利用者と乗り合いで、自宅や指定の場所から目的地まで利用するタクシーです（デマンドタクシー）。
※利用にあたっては、事前に利用者登録が必要です。
- 運行区域 那珂市内の指定乗降場所（約 500 カ所）
 水戸市：（降車のみ可）水戸駅北口（乗降共に可）水戸京成百貨店
 ひたちなか市：（降車のみ可）勝田駅西口
 （乗降共に可）小松整形外科、はやかわクリニック、
 加瀬病院、小浜産科婦人科クリニック
- 料 金 那珂市内 １回１００円
 那珂市内～水戸市内及びひたちなか市内にまたがって利用 １回２００円
 ※上記料金は割引後の額です

タクシー利用の助成	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
-----------	----------	------------------

- 対 象 者 在宅で、身体障害者手帳１級～５級、療育手帳㉠・Ａ・Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１級・２級、要介護１～５、指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている人
 ※自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は除きます。
- 内 容 通院等のためのタクシー料金として、１枚６００円分の利用券を下表のとおり（人工透析治療者は倍の枚数）交付します。

申請月	交付枚数
４月～６月	４８枚
７月～９月	３６枚
１０月～１２月	２４枚
１月～３月	１２枚

- 利用方法 利用券は、市内の指定タクシー会社において、１回の乗車につき２枚まで使用できます。ただし、利用料金が額面を超える場合に限りです。
 ※有効期限は交付した年度の年度末です。

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援Gグループ
------------------	----------	-------------------

ヘルプマーク

- 対象者 内部障がい、難病、発達障がい、義足、人工関節などのハンデのある人
 - 内容 外見で判断するのが難しいハンデのある人が、周りの人に援助や配慮をしてほしいことをお知らせするものです。
- ※市役所社会福祉課へ申請書を提出してください。

ヘルプカード

- 対象者 ヘルプマーク配布対象者及び障害者手帳をお持ちの人
 - 内容 外見で判断するのが難しいハンデのある人等が、何かあったときに、自身のことをお知らせするものです。
- ※申請書の提出は必要ありませんので、直接申し出てください。なお、茨城県公式ホームページからもダウンロード可能です。

身障者等用駐車場利用証の交付	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
----------------	----------	------------------

- 対象者 歩行が困難で、かつ交付基準に該当する人（交付基準は、障がいの種類や等級で異なりますので、別途お問い合わせください。）
 - 内容 ショッピングセンターや公共施設などにある「車いすマーク」の駐車スペースに駐車するための利用証を交付します。
- ※ただし、この駐車スペースは本来歩行が困難な人ならだれでも利用できるものですので、特にこの利用証がなくても駐車できます。駐車スペースには限りがありますので、譲り合ってください。

駐車禁止除外指定者標章の交付	問合せ・申込先…	那珂警察署
----------------	----------	-------

- 対象者 交付基準に該当する人（交付基準は、障がいの種類や等級により異なります。）
 - 内容 歩行困難な人が、路上の駐車禁止区間において一時的に駐車できるようにする標章です。申請先は警察署で、公安委員会での審査ののちに交付されます。
- ※詳しくは、警察署へ直接お問い合わせください。

那珂警察署 交通課 TEL) 029-352-0110

運賃・交通料金の割引	問合せ・申込先…	各事業所
------------	----------	------

鉄道（ＪＲ）運賃

※詳細については、ご利用前に各事業者へご確認ください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人 ※精神障害者保健福祉手帳所持者についても、運賃が割引になる場合があります
利用方法	乗車券購入時に手帳を提示してください
問合せ先	ＪＲ東日本お問合せセンター TEL050-2016-1600

適用範囲	割引対象	割引率
第１種障害者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券	５割
第１種障害者とその介護者又は １２歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	
第１種、第２種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券 (片道の営業キロが１００キロを超える場合)	

バス運賃

※詳細については、ご利用前に各事業者へご確認ください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人 ※精神障害者保健福祉手帳所持者についても、運賃が割引になる場合があります
利用方法	バス料金支払い時に手帳を提示してください
問合せ先	各バス運行事業者

適用範囲	割引対象	割引率
手帳所持者及び第１種障害者の介護者	普通乗車券	５割
ＪＲ運賃割引に準じる	定期乗車券	３割

タクシー料金

※詳細については、ご利用前に各事業者へご確認ください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人 ※精神障害者保健福祉手帳所持者についても、運賃が割引になる場合があります
利用方法	タクシー料金支払い時に手帳を提示してください
問合せ先	茨城県ハイヤー・タクシー協会 TEL029-297-7131 FAX029-297-7132、各タクシー事業者

適用範囲	割引対象	割引率
手帳所持者	距離制運賃	１割

国内航空運賃

※詳細については、ご利用前に各事業者へご確認ください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
利用方法	航空券購入時に手帳を提示してください
問合せ先	各航空事業者

適用範囲	割引対象	割引率
手帳所持者及びその介護者（1名分） （12歳以上の旅客）	国内の定期航空路線の運賃 各航空運送事業者にて設定し路線により異なります	

大洗カーフェリー

※詳細については、ご利用前に事業者へご確認ください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
利用方法	乗船手続き時に手帳を提示してください
問合せ先	商船三井フェリー TEL029-267-4133

適用範囲	割引対象	割引率
第1種障害者又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者とその介護者（1名分）	旅客運賃	5割
	乗用車運賃	1割
第2種障害者、精神障害者保健福祉手帳2級又は3級所持者	旅客運賃	5割
	乗用車運賃 （本人が運転する場合のみ）	1割

有料道路通行料金

対象者	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人
利用方法	社会福祉課にて事前に手続きが必要（登録車1台のみ）
問合せ先	有料道路ETC割引登録係 TEL045-477-1233

適用範囲	割引対象	割引率
第1種身体障害者及び第1種知的障害者	本人が運転する場合 本人が車に同乗する場合	5割
第2種身体障害者	本人が運転する場合	

<申請に必要なもの>

ETCなし）身体障害者手帳または療育手帳、自動車の登録を希望する場合は車検証

ETCあり）身体障害者手帳または療育手帳、車検証、ETCカード（障がい者本人名義のもの。但し、障がい者が18歳未満の場合は保護者名義のものが使用可）、ETC車載器セットアップ証明書

避難行動要支援者支援制度	制度に関すること… 登録に関すること…	防災課 防災グループ 社会福祉課 障がい者支援グループ 介護長寿課 介護保険グループ
--------------	------------------------	--

大きな災害があったとき、自ら避難することが困難な人について、地域の住民や関係機関（避難支援等関係者）が協力して、安否確認や避難誘導などの支援を行う制度です。利用には登録の申請が必要になります。

○対象者

- ◆65歳以上のひとり暮らし ◆65歳以上の者のみの世帯
 - ◆介護保険の要支援・要介護認定者
 - ◆身体障害者（1・2級） ◆療育手帳（A・A） ◆精神障害者保健福祉手帳（1・2級）
 - ◆難病・特定疾患患者 ◆その他必要と思われる人
- ※居住実態が自宅にある人を対象としています。

○登録方法

申請書に必要事項（世帯状況や連絡先 等）をご記入のうえ、提出してください。

○避難支援等関係者

- ◆那珂市社会福祉協議会 ◆消防本部 ◆消防団
 - ◆地域包括支援センター（青燈会・ゆたか園・ナザレ園） ◆福祉サービス事業者
 - ◆自治会 ◆自主防災組織 ◆民生委員・児童委員 ◆地域支援者 ◆警察
- ※避難支援者自身や家族の安全が前提のため、災害時等の避難行動の支援が必ず確保されるものではありません。また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

NET119 緊急通報システム	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
-----------------	----------	------------------

聴覚や言語に障がいのある人が、携帯電話やスマートフォンから119番に通報することができるシステムです。

○利用方法 登録窓口である社会福祉課で事前登録が必要

※利用できる区域は決まっておりますので、詳しくはお問い合わせください。

FAX119 緊急通報システム	問合せ… 緊急通報先…	那珂市消防本部 いばらき消防指令センター
-----------------	----------------	-------------------------

聴覚や言語に障がいのある人が、FAXから局番なしの「119」にダイヤルし、文字やイラストで通報内容をいばらき消防指令センターに送信するシステムです。

○利用方法 専用の通報用紙（FAX119送信票）に記入後、局番なしの「119」をダイヤルし、送信します。

※専用の通報用紙は、いばらき消防指令センターのホームページよりダウンロード可能。

災害時に備えたストマ装具の保管	問合せ・申込先…	社会福祉課 障がい者支援グループ
-----------------	----------	------------------

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設している人）が、災害時に応急的に使用するためのストマ装具を市役所内に保管します。災害時には、市職員への輸送の依頼に応じて、お預かりしたストマ装具をご本人へ届けます。

○利用方法 日常的に使用しているストマ装具を1週間分程度持参し、登録手続きをしてください。なお、保管期間は1年間とし、1年ごとに継続の意思確認と装具の入れ替えを行います。

NTT無料番号案内	問合せ・申込先…	NTT窓口
-----------	----------	-------

○対象者 身体障害者手帳（肢体不自由（上肢、体幹、脳病変運動機能障がい）の1・2級、視覚、聴覚、音声機能、言語機能またはそしゃく機能）の交付を受けている人
療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

○利用方法 事前登録が必要です。NTT東日本ふれあい案内へお問い合わせください。

TEL) 0120-104174 FAX) 0120-104134

県立施設等の入場料等の減免	問合せ・申込先…	各施設窓口
---------------	----------	-------

○対象施設 県立施設（近代美術館、県立歴史館 等）

国立施設（ひたち海浜公園 等）

都市公園内の有料施設（弘道館公園、笠間芸術の森公園 等）

○利用方法 直接、各施設にお問い合わせください。

成年後見制度	問合せ…	社会福祉課 障がい者支援グループ 介護長寿課 高齢者支援グループ
--------	------	-------------------------------------

知的障がいもしくは精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な人に代わって財産管理や福祉サービスの利用契約などを行い、日常生活を法律的に支援する制度です。

利用するにあたっては、水戸家庭裁判所に申し立てを行い、手続きをします。

○主な問合せ先

水戸家庭裁判所 〒310-0062 水戸市大町1-1-38 TEL) 029-224-8486

権利擁護サポートセンター 〒311-4141 水戸市赤塚1-1（ミオス2F）

TEL) 029-309-5001 FAX) 029-309-5525

※権利擁護サポートセンターは、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村からの補助をうけ、水戸市社会福祉協議会が運営しています。

障害者虐待防止	問合せ…	那珂市社会福祉協議会 菅谷事務所
---------	------	------------------

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障がいのある人が家族、施設の職員、会社の事業主などから虐待されていることに気づいた場合は、那珂市障害者虐待防止センターへの通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がいのある人だけではなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。

○通報先 社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会 菅谷事務所内

那珂市障害者虐待防止センター

TEL) 029-229-0952 FAX) 029-298-8890

障害者差別解消	問合せ…	那珂市社会福祉協議会 菅谷事務所
---------	------	------------------

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会を目指すための法律です。

障がいのある人に対して、国、地方公共団体、独立行政法人、民間事業所等は正当な理由なく障がいを理由とした差別をすることが禁止されています。（不当な差別的取り扱いの禁止）

また、障がいのある人から社会的障壁を取り除くよう意思表示があった時には、負担が重すぎない範囲で対応することも求められています。（合理的配慮の提供）

○相談先 社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会 菅谷事務所内

那珂市障がい者差別解消相談室

TEL) 029-229-1195 FAX) 029-298-8890

地域生活支援拠点	問合せ…	社会福祉課 障がい者支援グループ 那珂市社会福祉協議会 菅谷事務所
----------	------	--------------------------------------

地域で生活する障がいのある人が、家族の急病など困った事態が起きたときなどに、一時的な施設入所や障害福祉サービス等の利用ができるよう支援します。

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用していない人

○利用方法 事前登録が必要です。那珂市社会福祉協議会菅谷事務所へお問合せください。

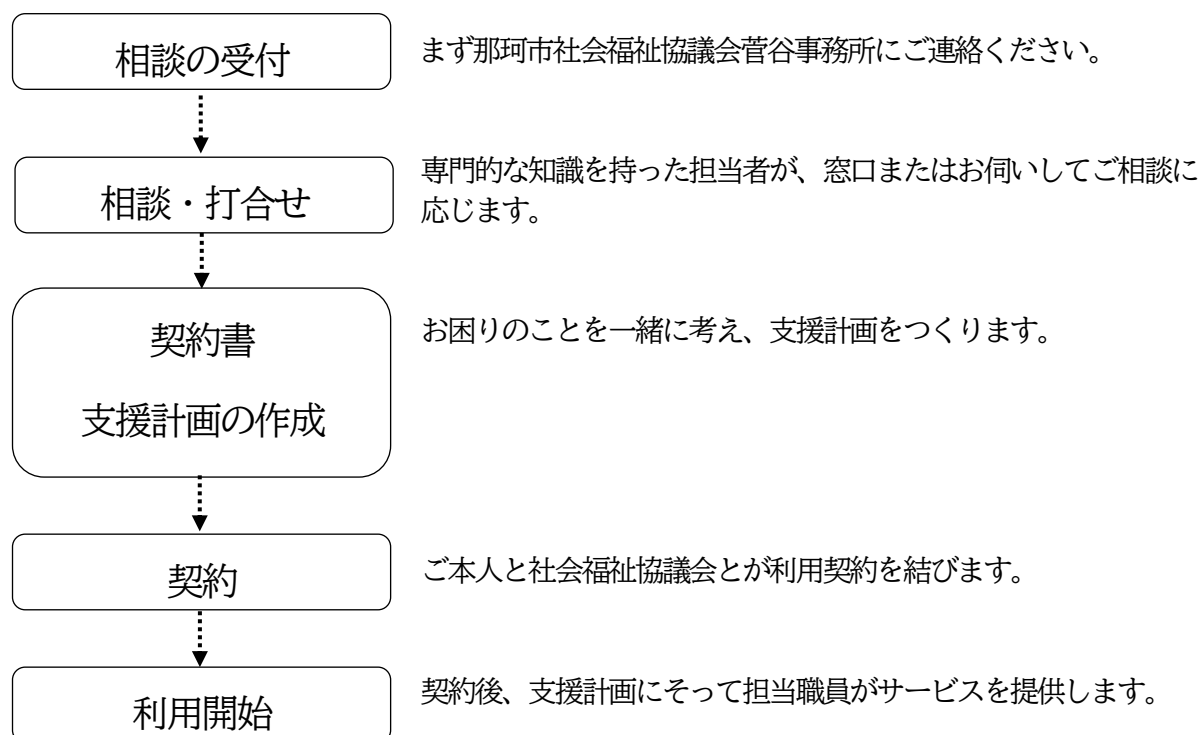
TEL) 029-298-8881

日常生活自立支援事業	問合せ・申込先…	那珂市社会福祉協議会 菅谷事務所
------------	----------	------------------

認知症や知的障がい、精神障がいのある人など、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人やお金の使い方に困っている人の、暮らしの「あんしん」をお手伝いする制度です。

種 類	内 容	利 用 料
福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、契約手続きの代行・代理、利用料金の支払い手続き	相談、支援計画の作成、契約の締結…無料 1時間あたり 1,100円 ※生活保護の場合 0円
日常的金銭管理サービス	・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き ・病院への医療費支払い手続き ・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き ・預貯金の出し入れ、預金の解約などの手続き	
書類等預かりサービス	保管を希望する重要書類の預かり 【保管できるもの】（例） ・年金手帳、預貯金通帳 ・証書（保険証書、不動産権利証、契約書 など） ・その他基幹社協が適当と認めた書類（カード含む）	貸金庫を利用される場合 1か月あたり 500円 ※生活保護の場合 0円

○利用までの流れ



メ 毛 欄

This image shows a full page of primary-ruled paper. It features multiple sets of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for handwriting practice. The lines are black and set against a plain white background. There are no margins, text, or other markings on the page.

この「しおり」は、障害者手帳の交付を受けている人が利用できる福祉制度の内容や利用方法について、そのあらましを説明したものです。なお、令和7年4月1日現在の情報を掲載しています。

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5 市役所本庁舎③番窓口

那珂市保健福祉部社会福祉課 障がい者支援グループ

電話 (029) 298-1111(内線126~128) FAX (029) 295-4244